

富谷市長交際費支出基準

富谷市では、市長の交際費を全てこの基準に従い、支出するものとし、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう常に努めるものとする。

(趣旨)

第1条 行政の円滑な執行を図るため、市長が市を代表し外部の特定個人又は団体との儀礼交歓、事業調整、交渉等に要する経費（以下「交際費」という。）の透明性をより高めるため支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる特定個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 富谷市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 富谷市政の伸展に功績があるもの又はあったもの
- (3) 災害・事故等のあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

2 市からの助成又は補助金を支出している団体へは原則として支出しないものとする。ただし、飲食を伴う行事に出席する場合はこれに限らない。

(支出基準)

第3条 交際費は前条に掲げるものとの交際において、別表の基準に基づき支出する事ができる。

2 前項に掲げるもののほか市に対する協力者に謝意を表す場合及び交際上特に市長が支出する必要があると判断される場合並びに前項に規定する基準において、その内容を考慮し、当該基準に定める額により難しいものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(基準の見直し)

第4条 この基準は、交際費の支出内容や支出金額については、社会経済情勢の変化に十分配慮し、適正な執行のために適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成28年10月10日から施行する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

<別 表>

支出区分	内 容	金 額 等
会 費	会費制で開催される懇親会、祝賀会等への参加に係る経費	会費相当額
慶 祝	各種団体等の総会・大会・式典等に対する祝儀に要する経費 また、懇親会・祝賀会等で、原則として飲食を伴うものへ出席する場合の実費相当分の経費	10,000 円を限度として 相当と認められる額
弔 慰	葬儀等における香典・供花・供物等に要する経費	30,000 円を限度として 相当と認められる額
見舞い	病気、災害、事故等に対する見舞いに要する経費	5,000 円を限度として 相当と認められる額
協賛金	市費からの助成又は補助が無く、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに要する経費	10,000 円を限度として 相当と認められる額
激励金	市費からの助成又は補助*が無く、世界大会・全国大会に出場する特定個人又は団体等が、出場報告等の表敬をした場合の激励に要する経費	10,000 円を限度として 相当と認められる額
讃辞の楯	優れた活動又は業績により、広く市民に感銘を与え、かつ、市のイメージアップに貢献した者の内、相当と認められたものに対する激励に要する経費	讃辞の楯の贈呈に関する要綱 に基づく額
その他	次に掲げる項目は、その実費に要する経費 ・地場産品 PR 代（視察時の手土産等） ・公用名刺印刷費 ・花束代（叙勲等での表敬訪問等） ・その他、市長が特に必要と認めたもの	実費 10,000 円以内

*「市費からの助成又は補助」とは、富谷市スポーツ活動振興事業費補助金交付要綱、富谷市生涯スポーツ活動振興事業費補助金交付要領、富谷市文化活動振興補助金交付要綱、青少年文化活動振興事業費補助金交付要領に掲げるものをいう。